

幅広い市民を対象とした普及について



前回まで、若い世代、地域コミュニティ、市民活動団体への普及へといろいろな提案が出ましたが、今回は一般市民に向けての普及であります。本来これが目標です。

一般市民が自治基本条例を自分のものとして理解し、主体的に自治の町づくりに行動することこそが自治基本条例の主旨だと考えます。

①市民の意識に条例が定着するには今まで審議会で提起された多くの提案を優先順位をつけ、スケジュールを考え、息長く根気よく続けることが大事だと思います。

②次により早く実効性を早める方策としては、来年6月に完成される市民活動センターの活用です。特にこのセンターの機能のうち情報機能に注目します。

越谷市の行政は各部、各課で市民に対し多くの協働の呼びかけをしています。しかしまだ一般の多くの市民に十分に行き渡ってはいません。

その解決には、市の協働に関する情報を一括管理するとともに、その情報を一般市民がいつでもこの場所に来れば一覧でき、興味を持てる情報には相談やアドバイスが受けられる様にする事です。ただし一覧と言ってもそれなりの市民の目線に立った工夫が大事だと思います。

以前ある世論調査によれば市民は行政に不満を持つと同時に何かに関わりたい、しかし面倒くさいとの傍観者が多いと聞きました。この傍観者の背中をチョット押して、自治に参画してもらえようようにすることが重要と考えます。

この様な情報管理運営をする指定管理者は非常に重要と思いますが、それ以上にそれをリードしてゆく市民活動支援課の協力なくして、自治基本条例の普及は困難と思えますので、推進会議としては市民活動支援課と協働して自治基本条例の普及につとめるべきと考えます。